

安全 管理 規 程

(令和7年6月版)

五島旅客船株式会社

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	経営トップの責務	2
第 3 章	安全管理の組織	3
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名	3
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制	4
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限	4
第 7 章	安全管理規程の変更	5
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画	5
第 9 章	運航の可否判断	5
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達	6
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保	7
第12章	輸送施設の点検整備	8
第13章	海難その他の事故の処理	8
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等	9
第15章	雑 則	10

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、るべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを發揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者（副運航管理者及び運航管理補助者）
(8)	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(9)	運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
(10)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(11)	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(13)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(15)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(16)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(17)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(18)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(19)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(20)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、閑門等を通過して防波堤等の内部へ進航すること
(21)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
(22)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(23)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。）ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(24)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面

(25)	船 舶 上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(26)	陸 上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(27)	危 険 物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(28)	陸 上 施 設	岸壁(防舷設備を含む。)、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(29)	車 両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(30)	自 動 車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪のもの以外のもの

(運航基準、作業基準及び事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

2. 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
3. 旅客の乗下船、車両の積込み、積み付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
4. 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するため必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2. 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2. 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
3. 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
4. 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2. 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3. 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
4. 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

(1) 本 社	安全統括管理者	1人	
	運航管理補助者	若干名	
(2) 福江営業所	運航管理者	1人	
	運航管理補助者	若干名	
(3) 代理店	(郷ノ首代理店)	運航管理補助者	1人
	(若松代理店)	運航管理補助者	1人
	(土井浦代理店)	運航管理補助者	1人
	(奈留代理店)	運航管理補助者	1人
(4) OCEAN	副運航管理者	1人	
TAIYO	副運航管理者	1人	

2. 福江営業所の管理する区域は、当社経営航路の全域とする。

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定する要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続行なうことが困難になったとき。
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理員等の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

2. 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

2. 前項の場合において運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2. 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は原則として福江営業所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは本社又は福江営業所の運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

2. 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。

ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第16条 副運航管理者は、船舶が就航している間は原則として本船に勤務するものとし、船舶が就航している間に職場を離れるときは当該営業所の運航管理補助者と常時連絡がとれる体制になければならない。

2. 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い副運航管理補助者代行が自動的に副運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
 - (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。
2. 運航管理者の職務及び権限は、法令の定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(副運航管理者の職務)

第19条 副運航管理者は、各船舶の運航の管理に関して運航管理員を補佐するとともに運航管理員の指揮を受けて、次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料収集
- (3) 陸上における危険物、その他旅客の安全を害するおそれのある物の取扱いに関する作業の指揮監督

- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸（桟）の際における作業の指揮監督並びに船舶上における、これらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

（運航管理補助者の職務）

第 20 条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第 13 条第 2 項の順位に従い、その職務を代行する。

第 7 章 安全管理規程の変更

（安全管理規程の変更）

第 21 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

2. 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
3. 経営トップは、第 1 項の発議があったときは、関係責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画

（運航計画及び配船計画の作成及び決定）

第 22 条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然発生的性質等についてその安全性を検討するものとする。

（配乗計画の作成及び改定）

第 23 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むことになっているか等について、その安全性を検討するものとする。

（運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）

第 24 条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前 2 条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2. 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第 9 章 運航の可否判断

（運航の可否判断）

第 25 条 船長は、気象・海象が一定の条件に達したと認められるとき又は達するおそれがあると認められるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2. 船長は、発航の中止に係る判断が困難であるときは、運航管理者と協議するものとする。
3. 前項の協議において両者の意見が異なるときは、発航を中止しなければならない。
4. 船長は、運航中止の措置をとったときは、すみやかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。
5. 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

6. 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。
7. 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

(運航管理者の指示)

- 第26条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより発航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から発航を中止する旨の連絡がないとき又は発航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して発航の中止を指示しなければならない。
2. 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示をしてはならない。

(運航管理者の援助措置)

- 第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

- 第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

- 第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

- 第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。
- (1) 発航前検査(点検)を終え出港するとき。
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき。
 - (3) 入港したとき。
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき。
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき。
2. 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
 - (3) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

- 第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。

2. 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

- 第32条 運航管理者は、陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。
2. 運航管理者は、陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は、船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
 3. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業者及び船内作業者を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
 4. 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

- 第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

- 第34条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入禁止)

- 第35条 船長は、原則として離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。
- (1) 危険物積載車
 - (2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）
 - (3) ミキサー車又は保冷車（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）

(発航前検査)

- 第36条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

- 第37条 船長は、別紙「船内巡視実施要領」に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。
2. 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。
ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともにすみやかに船長に報告するものとする。
 3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

- 第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第39条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2. 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
3. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第41条 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。

ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2. 船長は、前項点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第42条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ピット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について点検し、以上のある箇所を発見したときは、直ちに修復整備の措置講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第43条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置をすみやかに運航管理者・副運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。

この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2. 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。

なお、船舶電話（携帯電話）がある場合は、併せて「118番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

- 第 46 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。
2. 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

- 第 47 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

- 第 48 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

- 第 49 条 運航管理者及び副運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

- 第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

- 第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準・作業基準及び事故処理基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。
2. 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事故例を調査研究し、隨時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操 練)

- 第 52 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓 練)

- 第 53 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。
- 訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。
- この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記 錄)

- 第 54 条 運航管理者は、前 3 条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

- 第 55 条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。
2. 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
3. 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
4. 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5. 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客觀性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雜 則

(安全管理規程等の備付け等)

第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要な場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

2. 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第57条 安全統括管理者は、パソコン等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2. 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱）等を用意する。
3. 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
4. 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、令和7年6月2日より実施する。

運航基準

OCEAN

(令和5年5月版)

五島旅客船株式会社

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	運航の可否判断	1
第 3 章	船 舶 の 航 行	2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、郷ノ首～福江航路の「OCEAN」の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
若松港・奈留港・福江港		18m/s以上	1.0m以上	500m以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	18m/s以上	波高	3.5m以上
----	---------	----	--------

3. 船長は、発航前において、南寄りの風が吹き、各瀬戸（若松瀬戸出入口、滝ヶ原瀬戸、奈留瀬戸、田の浦瀬戸北・南水道）において潮流の影響により、想像以上の三角波等が発生すると予想される場合は、第2項に掲げる条件の一に達していなくても発航を中止しなければならない。

4. 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれがあるおおよその海上模様及び船体動搖は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	動搖
15m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 2.5m以上又は うねり階級3以上	横揺れ 20度以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	18m/s以上	波高	3.5m以上
----	---------	----	--------

4. 船長は、航行中、南寄りの風が吹き、各瀬戸（若松瀬戸出入口、滝ヶ原瀬戸、奈留瀬戸、田の浦瀬戸北・南水道）において潮流の影響により、想像以上の三角波等が発生すると予想される場合は、第3項に掲げる条件の一に達していなくても目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

但し、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

5. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて、停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500m以下
----	--------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
若松港・奈留港・福江港		18m/s以上	1.0m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。

運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記録すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狹視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狹水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりです。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離。
- (2) 航行経路(針路、変針路、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間。
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域。
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点。
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置。
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項。

2. 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2. 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用(第1)基準経路	周 年
第2基準経路	田ノ浦瀬戸北水道海域並びに滝ヶ原瀬戸東側海域において風向が南東又は南で風速15m/s 波高2.5mを超えるとき

3. 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	5. 0ノット	4 0 0 r p m
微 速	1 0. 0ノット	4 0 0 r p m
半 速	1 4. 0ノット	5 7 0 r p m
港内全速	1 2. 0ノット	4 8 0 r p m
航海速力	1 6. 0ノット	7 1 0 r p m

※ 中立回転数4 0 0 r p m

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(航法上の留意事項)

第9条 船舶は、入港又は出港しようとするときは、水路の右側を航行しなければならない。

2. 船舶は、水路上においては、他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
3. 船舶は、港内にあっては、9. 0ノット以下に減速して航行しなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の（1）の地点を通過したときは、運航管理者あて（2）の事項を連絡しなければならない。

（1）屋根尾島通過地点

（2）連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港時刻等運航管理上必要と認める事項

2. 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度すみやかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港10分前となったときは（福江へ向け航行中、屋根尾島岬に至ったときは）、運航管理員に次の事項を連絡しなければならない。

（1）入港予定時刻

（2）運航管理員の援助を必要とする事項

2. 前項の連絡を受けた運航管理員は、船長に次の事項を連絡するものとする。

（1）着岸岸壁の使用船舶の有無

（2）着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

（3）岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

（4）その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理員との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
（1）通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所又は代理店	携帯電話
（2）緊急の場合	営業所（本社へは営業所より電話）	携帯電話

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸（桟）前、桟橋手前（防波堤手前）等入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。

添付書類

1. 航海当直配置表
2. 運航基準図
3. 運航基準図別表

OCEAN

航海当直配置表

部署別 職名	出入港	通常航海	狭視界	荒天	狭水道
船長	操舵室	操舵室	操舵室	操舵室	操舵室
機関長	操舵室	機関室	操舵室	操舵室	操舵室
一等航海士	船首	操舵室	操舵室	操舵室	操舵室
一等機関士	船尾	機関室	機関室	機関室	機関室
甲板長	舷門	操舵室	船首	操舵室	船首

運航基準

TAIYO

(令和7年6月版)

五島旅客船株式会社

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	運航の可否判断	1
第 3 章	船 舶 の 航 行	2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、郷ノ首～福江航路の「TAIYO」の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
郷ノ首港・若松港				
土井浦港・奈留港		18m/s以上	1.0m以上	500m以下
福江港				

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	18m/s以上	波高	2.5m以上
----	---------	----	--------

3. 船長は、発航前において、南寄りの風が吹き、各瀬戸（若松瀬戸出入口、滝ヶ原瀬戸、奈留瀬戸、田の浦瀬戸北・南水道）において潮流の影響により、想像以上の三角波等が発生すると予想される場合は、第2項に掲げる条件の一に達していないくとも発航中止をしなければならない。

4. 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれがあるおおよその海上模様及び船体動搖は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	動搖
15m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 2.0m以上又は うねり階級 2以上	横揺れ 20度以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	18m/s以上	波高	2.5m以上
----	---------	----	--------

4. 船長は、航行中、南寄りの風が吹き、各瀬戸（若松瀬戸出入口、滝ヶ原瀬戸、奈留瀬戸、田の浦瀬戸北・南水道）において潮流の影響により、想像以上の三角波等が発生すると予想される場合は、第3項に掲げる条件の一に達していないくとも目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

但し、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

5. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて、停止、航路外锚泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	500m以下
----	--------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるとときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
郷ノ首港・若松港				
土井浦港・奈留港		18m/s以上	1.0m以上	500m以下
福江港				

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。
運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記録すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狹視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狹水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりです。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離。
 - (2) 航行経路（針路、変針路、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間。
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域。
 - (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点。
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置。
 - (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項。
2. 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2. 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用（第1）基準経路	周 年
第2基準経路	田ノ浦瀬戸北水道海域の風向が南東又は南で風速15m/s 波高2.0mを超えるとき

3. 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	6. 0ノット	600 r p m
微 速	9. 0ノット	700 r p m
半 速	13. 0ノット	800 r p m
港内全速	9. 0ノット	700 r p m
航海速力	24. 0ノット	2, 044 r p m

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(航法上の留意事項)

第9条 船舶は、入港又は出港しようとするときは、水路の右側を航行しなければならない。

2. 船舶は、水路上においては、他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
3. 船舶は、港内にあっては、9. 0ノット以下に減速して航行しなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の（1）の地点を通過したときは、運航管理者あて（2）の事項を連絡しなければならない。

- (1) 屋根尾島通過地点
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - ④ その他入港時刻等運航管理上必要と認める事項

2. 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度すみやかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港10分前となったときは（福江へ向け航行中、屋根尾島岬に至ったときは）、運航管理員に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理員の援助を必要とする事項
2. 前項の連絡を受けた運航管理員は、船長に次の事項を連絡するものとする。
 - (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
 - (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理員との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1) 通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所又は代理店	携帯電話
(2) 緊急の場合	営業所（本社へは営業所より電話）	携帯電話

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸（桟）前、桟橋手前（防波堤手前）等入港地の状況に応じて安全な海域において、

機関の後進、舵等の点検を実施する。

一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。

添付書類

1. 航海当直配置表
2. 運航基準図
3. 運航基準図別表

TAI YO

航海当直配置表

部署別 職名	出入港	通常航海	狭視界	荒天	狭水道
船長	操舵室	操舵室	操舵室	操舵室	操舵室
機関長	船尾	操舵室	操舵室	操舵室	操舵室

事 故 处 理 基 準

(令和7年6月版)

五島旅客船株式会社

目 次

第 1 章 総 則	1
第 2 章 事故発生時の通報	1
第 3 章 事故の処理等	3

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疫病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事業処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2. 船長の海上保安署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「非常連絡表」により最寄りの海上保安署等に行うものとする。
3. 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
4. 非常連絡は、原則として、別表によるものとする。
ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1) 全事故に共通する事項
① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故の種類 ⑤ 死傷者の有無 ⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故の態様による事項

事故の種類	連絡事項
a 衝突	① 衝突の状況 (衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況) ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無 (あるときはd項) ④ 流出油の有無 (あるときはその程度及び防除措置) ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名 (できれば住所連絡先) 一船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等) 一船舶衝突の場合
b 乗揚げ	① 乗揚げの状況 (乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等) ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体・機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無 (あるときはd項) ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無 (あるときは、その程度及び防除措置)
c 火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d 浸水	① 浸水箇所の及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無 (あるときは、その程度及び防除措置)
e 強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被害者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f 人身事故 (行方不明を除く。)	① 事故発生状況 ② 死傷者数又は疫病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疫病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g 旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由 (推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故に対する早急な救護
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3. 事故の発生を知ったときは又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及び連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表	
事務	職務
経営トップ 代表取締役	総指揮
安全統括管理者	総指揮補佐又は総指揮
運航管理者	安全統括管理者の指示を受けて現場指揮
副運航管理者	運航管理者の指示を受けて現場指揮
救難対策班	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関する事。
旅客対策班	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関する事。
庶務対策班	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）救援関係物資の調達、補給、その他庶務に関する事。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合にはその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等との連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。